

## ごみ中継施設整備基本計画策定業務委託 募集要項

### 1 業務名称

ごみ中継施設整備基本計画策定業務委託

### 2 業務目的

沢中継場（ごみ中継施設）は、供用開始から40年が経過し、老朽化が著しいため、施設更新を含めた今後のごみ中継のあり方を検討する必要がある。

本業務は、ごみ中継施設整備に係る基本計画策定を行うことを目的とする。

### 3 業務内容

- (1) 基本条件の整理
- (2) 関係法令の整理
- (3) ごみ中継事業のあり方検討
- (4) 処理フローの検討
- (5) 施設規模の算定
- (6) 施設設備の検討
- (7) 環境保全目標の設定
- (8) 建築計画
- (9) 配置・動線計画
- (10) 概算工事費の算定（地下存置物撤去費含む）

4 事業予算 8,250千円（消費税込み）

5 業務委託予定期間 契約締結日から平成32年3月31日まで

6 業者選定方法 公募型プロポーザル方式

### 7 参加資格要件

下記に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 公告日から過去10年間に、地方公共団体が発注する一般廃棄物（ごみ）の一時貯留及び積替え機能を持った中継施設の整備に関する業務（ごみ中継施設の基本（全体）計画策定、発注図書作成（詳細設計）、施工管理業務の実績）を元請として受注し、完了した実績を有すること。
- (2) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門）を行っているものであること。
- (3) 次に掲げる条件を満たす技術者を選任できること。

なお、配置予定技術者は、申込日以前に6カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有す

る者とする。

- ① 技術士のうち、衛生工学部門（廃棄物管理）の資格を有する技術者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。また、管理技術者は、（１）のいずれかの実績があること。

なお、照査技術者は、管理技術者との兼任は認めない。

- ② 本業務着手時において、管理技術者としての手持ち業務（契約額500万円以上）の件数が10件以内の者を管理技術者として配置できること。
  - ③ 担当技術者として、技術士の衛生工学部門（廃棄物管理）又はRCCM（廃棄物）の資格を有する者と建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者を配置できること。
- （４）本業務の実施においては主たる業務の再委託及び設計共同企業体による遂行は認めない。  
なお、弁護士等が対応する法務は主たる業務に該当しないものとする。
- （５）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （６）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第25号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- （７）本告示以降から選定結果の通知までの期間において、京都府、当組合及び当組合の構成市町（宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町）の指名停止期間中の者でないこと。
- （８）所在地の市町村民税に滞納がないこと。
- （９）消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。
- （10）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の関係者及び不正に利益を得るためにその関係者を使用したり、その関係者に対して不当に利益を与えるなど社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- （11）前各号のうち、（４）～（10）については、本業務を遂行するに当たって使用する下請業者（以下「協力会社等」という。）についても同様とする。

## 8 関係書類の提出

### （１）質問書の提出

本要項及び業務委託仕様書等の内容について疑義のある場合は、下記のとおり質問書を提出すること。質問内容及び回答は、参加表明書提出の全社に通知する。

なお、質問のない場合は、質問書の提出は不要とする。

- ① 提出期限：平成31年4月9日（火）午後5時まで（必着）
- ② 提出先：事務局
- ③ 提出方法：FAX又は電子メール（ただし、着信確認を行うこと）
- ④ 提出書類：様式1（正1部）
- ⑤ 回答日及び方法：平成31年4月16日（火）午後5時までにFAX又は電子メールにより回答する（この期日を過ぎても回答がない場合は連絡のこと）。

### （２）参加表明書兼参加資格確認申請書の提出

本要項及び業務委託仕様書等に基づく技術提案書提出の意思について、下記のとおり提出すること。

- ① 提出期限：平成31年4月9日（火）午後5時まで（必着）
- ② 提出先：事務局
- ③ 提出方法：持参、郵送又は宅配便（ただし、持参の場合、午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。また、郵送、宅配便の場合は必着のこと。）
- ④ 提出書類：○様式2～7（正1部）
  - 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門）していることを証明できる書類
  - 履行実績を証明できる書類
  - 免許・資格者証の写し
  - 配置技術者の健康保険被保険者証等の写し
  - 所在地の納税証明書（写し可）
  - 消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）
- ⑤ 参加資格確認結果の通知：平成31年4月18日（木）午後5時までにFAX又は電子メールにより回答する。

### （3）技術提案書及び参考見積書の提出

本要項及び業務委託仕様書等に基づき、技術提案書及び参考見積書について、下記のとおり提出すること。

- ① 提出期限：平成31年4月26日（金）午後5時まで（必着）
- ② 提出先：事務局
- ③ 提出方法：持参、郵送又は宅配便（ただし、持参の場合、午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。また、郵送、宅配便の場合は必着のこと。）
- ④ 提出書類：○技術提案書 様式8～13（正1部、副9部）
  - 参考見積書（正1部）※様式任意
- ⑤ その他
  - ・提出期限までに提出がない場合は、辞退したものと判断する。
  - なお、貴社が辞退した場合でも不利益な扱いを受けることはない。

### （4）事務局

〒614-8511 京都府八幡市八幡沢1番地  
城南衛生管理組合 施設課 施設整備係  
TEL 075-631-0835  
FAX 075-631-0885  
電子メール kanri@jyonaneikan.jp

## 9 選定方法

応募のあった各社の技術提案書について、当組合が設置した城南衛生管理組合ごみ中継施設整

備基本計画策定業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）によるヒアリングを実施し、評価する。

選定に当たっての配点は下記のとおりとし、合計点数により最優秀1社、次点1社を特定するが、合計点数が同点の場合は、委員会の合意により決定する。

なお、応募者が1社であった場合も、評価を行い、最優秀1社として特定する。

・業務執行体制	10点
・担当者の実績・能力等	30点
・技術提案内容	40点
・参考見積	20点
合 計	100点

※参考見積の評価

参考見積に対する得点 = 20点 × (最低参考見積金額 ÷ 各業者の参考見積金額)

#### 10 技術提案書に関するヒアリング要領について

技術提案書の内容について、下記のとおりヒアリングを実施する。

① 実施日時：平成31年5月17日（金）

② 出席者：出席者は4名までとする。

なお、担当技術者が出席できない場合、代理の者でも可とするが、管理技術者は必ず出席すること。

③ 実施場所：〒614-8511 京都府八幡市八幡沢1番地

本庁管理棟 1階会議室（予定）

④ その他

・ヒアリングについての詳細は、当組合より各社に別途通知する。

なお、ヒアリングの順番は、当組合で抽選を行い決定する。

・プレゼンテーション時の説明は、提出した技術提案書をもとに、管理技術者又は担当技術者が行うこと。技術提案書に記載のない事項についての説明は認めない。また、追加資料の配布は認めない。

・プレゼンテーションについて、参加者の説明は25分程度、質疑応答は15分程度を予定している（提案者数により変更の可能性あり。）。

・プレゼンテーションに出席しない場合、辞退したものと判断する。

なお、貴社が辞退した場合でも不利益な扱いを受けることはない。

#### 11 選定結果の通知

選定結果の通知は、技術提案書の提出及びヒアリングに参加したすべての業者に対して、文書により実施するが、選定結果に係る問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

なお、選定結果の通知は平成31年5月22日（予定）とする。

#### 12 契約手続き

最優秀の業者に対し、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられ、契約締結に向けた協議を行うが、不調の場合は次点の業者と交渉を行う。

契約交渉により当組合と合意に至った場合には、事業予算の範囲内で随意契約を行う。

#### 13 無効となるプロポーザル

- ・提出期限を過ぎてから提出書類が提出された場合
- ・提出書類の内容に虚偽があった場合
- ・著しく信義に反する行為を行った場合
- ・その他、委員会が無効と判断した場合

#### 14 その他

- ・参加表明時に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、死亡、病気、退職等の特別な場合や当組合が認める場合を除き変更できない。
- ・技術提案書の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・提出された技術提案書等は、返却しない。また、提出された技術提案書等は、参加資格の確認及び技術提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。ただし、確認及び評価を行う上で、必要に応じコピー等の複製を作成することがある。
- ・プロポーザル参加報酬は支給しない。